

成蹊大学学位規則

制 定 昭和40年11月24日
 学 園 理 事 会
 最新改正 2023年3月17日
 常 務 理 事 会

(目的)

第1条 成蹊大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、この規則の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次に従い専攻分野の名称を付記する。

(1) 学士

学 部	学 科	学 位
経 済 学 部	経 済 数 理 学 科	学士(経済学)
	現 代 経 済 学 科	
理 工 学 部	理 工 学 科	学士(理工学)
文 学 部	英 語 英 米 文 学 科	学士(文学)
	日 本 文 学 科	
	国 際 文 化 学 科	
	現 代 社 会 学 科	
法 学 部	法 律 学 科	学士(法学)
	政 治 学 科	学士(政治学)
経 営 学 部	総 合 経 営 学 科	学士(経営学)

(2) 修士、博士

研 究 科	専 攻	コ ー ス	博 士 課 程	
			博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程
理 工 学 研 究 科	理 工 学 専 攻	物 質 生 命 コ ー ス	修士(理工学)	博士(理工学)
		情 報 科 学 コ ー ス		
		シ ス テ ム デ ザ イ ン コ ー ス	修士(工学)	博士(工学)
経 済 経 営 研 究 科	経 済 学 専 攻		修士(経済学)	博士(経済学)
	経 営 学 専 攻		修士(経営学)	博士(経営学)
法 学 政 治 学 研 究 科	法 律 学 専 攻		修士(法学)	博士(法学)
	政 治 学 専 攻		修士(政治学)	博士(政治学)
文 学 研 究 科	英 米 文 学 専 攻		修士(文学)	博士(文学)
	日 本 文 学 専 攻			
	社 会 文 化 論 専 攻		修士(学術)	博士(学術)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を修了しない者についても学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認(以下「学力認定」という。)した場合には、授与することができる。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、か

つ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、学力認定を要しないものとする。

(学位論文等の提出)

第4条 本学大学院の学生が、修士又は博士の学位の授与に係る学位論文(以下「学位論文」という。)の審査を申請するときは、次に掲げる学位論文等を研究科長に提出するものとする。ただし、修士の学位論文の審査に係る申請においては、第4号の履歴書の提出を省略することができる。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文の要旨
- (3) 学位論文
- (4) 履歴書

2 前項第2号及び第3号に定める学位論文の要旨及び学位論文の提出形態は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位論文の審査に係る申請 各研究科が定める。
- (2) 博士の学位論文の審査に係る申請 紙媒体及び電子データ

3 提出する学位論文は、1篇、1通とし、自著であることを要する。この場合においては、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、学位論文の副本及び参考資料を提出させることができる。

5 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、論文審査手数料を添えて、次に掲げる学位論文等を提出しなければならない。ただし、同項ただし書の適用を受ける者については、論文審査手数料の納付を免除する。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文の要旨(電子データを含む。)
- (3) 学位論文(電子データを含む。)
- (4) 履歴書

6 前項の規定により提出した学位論文及び納付した論文審査手数料は、返還しない。

7 第5項に定める論文審査手数料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学大学院博士課程に所定の期間在学して、所定の単位を修得した後退学し、退学後3年を超える者 50,000円
- (2) 本学教職員である者 50,000円
- (3) その他の者 150,000円

(特定課題研究の成果の取扱い)

第4条の2 修士の学位の授与に係る特定の課題についての研究の成果は、研究科長に提出するものとし、当該成果の取扱いについては、学位論文の取扱いに関する各規定を適用する。

(審査の付託)

第5条 学位論文の提出があったときは、研究科長は、研究科教授会にその審査を付託しなければならない。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科教授会は、当該研究科所属の研究指導担当資格(修士の学位にあつては修士課程又は博士前期課程の研究指導担当資格、博士の学位にあつては博士後期課程の研究指導担当資格)を有する専任教員3名以上からなる審査委員会を設け、そのうち1名を主査とする。

2 第3条第2項及び第3項に定める各課程の修了の認定のために提出された学位論文の審査のための審査委員会には、学位論文を提出した学生の指導教授を含めるものとする。

3 研究科長は、審査のため必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て、当該研究科に所属しない専任教員、本学名誉教授及び他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、前項に規定する者を構成員に含めることができる。ただし、その人数は、全構成員の半数を超えることができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行うものとする。

(審査の期間)

第8条 第3条第2項及び第3項による者の学位論文の審査並びに最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 審査委員会は、第4条第5項の規定により学位論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に学位論文の審査、試験及び学力認定を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科教授会に文書で報告しなければならない。前条第2項による審査等についても、同様とする。

(研究科教授会の審議)

第10条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、研究科長が必要と認めるときは、博士論文の審議を行う場合に限り、大学院担当資格を有する専任の教授及び博士後期課程指導担当資格のある准教授をもって研究科教授会を構成することができる。

(審査結果の報告)

第11条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、学部長からの卒業要件を満たした者の報告及び前条の報告を受けたときは、大学評議会の議を経て、卒業の可否、課程修了の可否及び第3条第4項に掲げる者への学位授与の可否を決定し、学位を授与すべきものには所定の学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第13条 本学大学院研究科は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該学位論文の要旨及び審査の要旨を成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本学大学院研究科の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院研究科は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 第2項の規定により公表する場合には、当該学位論文に成蹊大学審査学位論文である旨を、前項の規定により公表する場合には、当該学位論文の要旨に成蹊大学審査学位論文の要旨である旨を明記しなければならない。

5 博士の学位を授与された者が行う第2項及び第3項の規定による公表は、原則として、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて行うものとする。

(学位の登録)

第14条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、かつ、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称の使用)

第15条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、成蹊大学と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第16条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位については学部教授会、修士及び博士の学位については研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 研究科教授会において前項の議決をする場合には、第10条第2項の規定を準用する。

3 学部教授会において第1項の議決をする場合には、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、「研究科教授会」とあるのは、学部にあつては「学部教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の規定により授与する学位記 別記様式第1号又は別記様式第1号の2
- (2) 第3条第2項の規定により授与する学位記 別記様式第2号、別記様式第2号の2又は別記様式第2号の3
- (3) 第3条第3項の規定により授与する学位記 別記様式第3号
- (4) 第3条第4項の規定により授与する学位記 別記様式第4号

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付は、これを行わない。

附 則 (略)

別記様式第1号 (第17条関係)

第 号	年 月 日	成蹊大学長 氏 名 印	学位記 氏 名 日生	成蹊大学〇〇学部長 氏 名 印	右学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する	本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める
--------	-------------	----------------------	---------------------	--------------------------	--------------------------------------	---------------------------

別記様式第1号の2 (第17条関係)

第 号	年 月 日	成蹊大学長 氏 名 印	学位記 氏 名 日生	成蹊大学〇〇学部長 氏 名 印	右学部長の認定により本学を卒業(早期卒業)したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する	本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める
--------	-------------	----------------------	---------------------	--------------------------	--	---------------------------

別記様式第2号 (第17条関係)

第 号	年 月 日	成蹊大学長 氏 名 印	学位記 氏 名 日生	成蹊大学大学院〇〇研究科長 氏 名 印	右研究科長の認定により(修士・博士前期)課程を修了したことを認め修士(〇〇)の学位を授与する	本学大学院〇〇研究科〇〇〇専攻の(修士・博士前期)課程に定められた単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める
--------	-------------	----------------------	---------------------	------------------------------	--	--

別記様式第2号の2 (第17条関係)

第 号	年 月 日	成蹊大学長 氏 名 印	学位記 氏 名 日生	成蹊大学大学院〇〇研究科長 氏 名 印	右研究科長の認定により(修士・博士前期)課程を修了したことを認め修士(〇〇)の学位を授与する	本学大学院〇〇研究科〇〇〇専攻の(修士・博士前期)課程に定められた単位を修得し特定課題研究の成果の審査および最終試験に合格したことを認める
--------	-------------	----------------------	---------------------	------------------------------	--	---

